

学校における LGBT 等への配慮に関する指針

平成 31 年 4 月

那覇市教育委員会

目 次

1.はじめに	1
2. LGBTとは	1
3 学校における性の多様性に係る取組	
(1) 国・県においての取組	2
(2) 那覇市においての取組	2
(3) 男女混合名簿の導入について	3
4 具体的取組	
(1) 学校における取組	3
①授業等の学習環境	
②男女混合名簿	
③校内支援	
④制服の選択	
⑤教職員の姿勢	
⑥保護者や地域への理解を図る	
(2) 教育委員会における取組	

学校における LGBT 等への配慮に関する指針

(平成 29 年 12 月教育長決裁)

(平成 31 年 4 月一部改正)

1 はじめに

平成 27 年 7 月、那覇市は「性の多様性を尊重する都市・なは」（通称「レインボーナハ」）宣言を発表しました。すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利～人権へのうち、「性」のあり方も人権として尊重されるという姿勢を表明するものです。

近年、性の多様性への配慮については、学校現場においても喫緊の向き合うべき課題となっています。自らの「性」や他からの「性差別化」に悩み、自分らしくふるまえない、あるがままを受け入れてもらえない、それを声に出して言えない子ども達が存在すると言われています。そのような子ども達にとって、学校が「安心して安全に通える場所」となるためには、学校が多様な価値観～性の多様性～を自然に受け入れられる環境であることが必要とされます。

のことから、本市教育委員会では、「レインボーなは」宣言を根幹に、学校における LGBT 等への配慮に関する指針を作成することとしました。

本指針が人権教育の一環として、「性」に悩む子ども達（当事者）の学校生活を支援するものだけにとどまらず、当事者を取り巻く周囲の意識の変化をもたらし、ひいては、すべての子ども達に、広く現代社会に存在する多種多様な価値観を多様なまま認め受け入れる態度が養えるような指針となることを期待いたします。

2 L G B T とは

LGBT とはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉です。セクシュアルマイノリティーを指す言葉として使われることもあります。

L (レズビアン) … 女性として女性を愛する人

G (ゲイ) … 男性として男性を愛する人

B (バイセクシュアル) … 女・男どちらの性にも惹かれる人、または好きになるときに性別を前提としない人

T (トランスジェンダー) … からだの性別にしばられない生き方をする人、性別違和（性同一性障害）を含む

※その他に、A (アセクシュアル) や H (ヘテロセクシュアル)、Q (クエスチョニング)、DSDs などの言葉も使われます。

小冊子「レインボーなは」より

3 学校における性の多様性に係る人権教育の経緯

(1) 国・県においての取組

学校における性の多様性に係る人権教育については、平成 15 年に「性同一性障害者の特別の取扱いの特例に関する法律」が成立したのを機に、文部科学省から平成 22 年「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」の通知文が各市町村へ出されました。また、平成 26 年に文部科学省は「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施しています。

それらを受けて文部科学省は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の冊子を作成し、学校における姿勢や取組等を示しています。

沖縄県においても平成 27 年 3 月に、県教育長より「男女混合名簿導入の推奨について」の依頼文が各小中学校に出され、男女混合名簿の積極的活用を推奨しています。また、平成 28 年 8 月に沖縄県の実施した「男女混合名簿導入状況調査」^{*1}によると、平成 28 年度時点での男女混合名簿の導入率は県内小学校で 28.6%、中学校においては 21.6%となっており、全国と比べ低い導入率となっています。

(2) 那覇市においての取組

那覇市においては、人権教育の充実に努めており、その中でも、「性の多様性を尊重する都市・なは」の宣言を受け、LGBT 等への配慮を含め「性の多様性」を尊重し、誰もが自分らしく安心して生活できるよう取り組んでおります。

このような中で、本市立小中学校においても人権教育の全体計画を作成し、LGBT 等への対応についても授業等の学習環境や校内支援体制、教職員の研修、保護者や地域の理解等に取り組んでおります。そこで、平成 30 年度より本市立小中学校において「男女混合名簿」を導入し、性の多様性を尊重する人権教育の更なる充実を図って参ります。

現在、学校生活の中で児童生徒は、出席簿^{*2}の番号順で整列したり、活動したりする機会が多々あります。例えば、朝の健康観察や授業開始時の出欠確認や点呼、集会での整列等、学校生活の中で男女の性別で分けて活動を行っている場面があります。このように、日々使用される出席簿において男女の性別で区別することは、児童生徒の人間関係づくりや、性別に対する意識に影響を与えるものと考えられます。

^{*1} 本調査によると、30 都道府県での男女混合名簿の導入率は小学校で 83.2%、中学校で 64.3%となっている。

^{*2} 本指針での「出席簿」とは、1 日の出欠や各教科の授業、活動等の出欠状況を記入する公簿のことである。

(3) 男女混合名簿の導入について

那覇市ではこれまで、男女平等の視点から「性」に対する目的に応じた混合名簿を推進してきました。しかし昨今の「性の多様性」における状況を考えると、これまでの男女平等の視点に加えて、自らの「性」に悩み、それを声に出して言えないつらさを感じている子ども達への対応が必要だと考えております。

そのため、児童生徒が性別を意識することなく安心してコミュニケーションを図れるような教育環境の配慮の一つとして、「男女混合名簿」を本市立の小中学校で作成してまいります。LGBT 等への配慮の視点を含めた男女混合名簿の整備を進めていくことは、学校における人権教育の一環として取り組まれるものです。

那覇市教育委員会では、出席簿における「男女混合名簿」の導入によって、児童生徒が「性の多様性」を自然に受け入れ、性別を超えて誰に対しても男女区別なく接することができる、また、互いに一人の人間として、他を尊重できる態度が育てられるようになると考えます。

4 具体的取組

(1) 学校における取組

①授業等の学習環境

- ア 男女とも名前を「さん」付けで呼ぶ。
- イ 学級掲示物等、児童生徒の目に見える形での男女の表記はしない。
- ウ 集会等において、番号順に整列する。
- エ 戸籍上の性と異なる施設の利用については、周囲の理解、施設面の制約等を踏まえ、本人の希望を尊重して対応する。
- オ 子どもが、性的指向・性自認に関する情報等を得られる環境をつくる。

②男女混合名簿

- ア 男女で分けない（性別によらない）男女混合による出席簿を使用する。
- イ 出席簿には「男」「女」等の性別の表記をしない。
- ウ 番号は五十音順、住所順等、各学校の実態に合った順番で作成する。

③校内支援

- ア 「性」に悩む児童生徒についての情報を全教職員で共有する。
- イ 「性」に悩む児童生徒のための相談窓口や支援体制を充実させる。
- ウ 「性」に悩む児童生徒を持つ保護者のための相談窓口や支援体制を充実させる。
(担任、養護教諭、体育担当教諭、SC、小中アシスト相談員、生徒サポーター、教育相談支援員等)
- エ 児童生徒の発達段階に応じて人権教育を推進する。
- オ 全教職員による学習会や校内研修等を実施する。

④制服等の選択

- ア LGBT 等と特定されないように、誰でも申請なしに制服を選択できるようにすることが望ましい。そのために、事前に「職員会議」等、「児童生徒アンケート」や「保護者アンケート」、「保護者へ通知」等の段階を経て慎重に実施することが望ましい。
- イ 体育着等についても同様とする。

⑤教職員の姿勢

- ア 「性の多様性」についての理解を深めるため、校内研修に積極的に参加する。
- イ 「性の多様性」についての理解をもとに、児童生徒と接する。
- ウ 性的指向や性自認・性別違和について、偏見や差別意識の改善を図るための教育を推進する。
- エ 性的指向や性自認・性別違和に基づく偏見や差別・いじめ等に対して、校長を中心に全ての教職員で共通理解を図り、適切に対応する。

⑥保護者や地域への理解を図る

- ア 入学説明会や学校説明会等で説明する。
- イ 文書等で通知する。
- ウ 「性の多様性」への理解について PTA や関係機関との連携を図る。

(2) 教育委員会における取組

- ① 「レインボーなは」宣言を受け、性に悩む児童生徒に配慮し、誰もが自分らしく安心して学校生活を送れるよう取り組みを行う。
- ② 「性の多様性」への理解についての教職員研修会を開催する。
- ③ 児童生徒、教職員がともに人権意識を高めるために「人権の日」の取り組みを充実させる。
- ④ 那覇市男女共同参画計画の施策に基づいた人権教育の充実に向けて、各種研修会や学校訪問等での指導助言や支援に努める。
- ⑤ 「レインボーなは」宣言を受け、「LGBT 等と特定されないように、誰でも申請なしに制服等を選択し、着用できる」ようにすることを推奨する。